



令和8年度相模原市スタディクーポン事業 参画事業者募集

【相模原市スタディクーポン事業について】

相模原市内に居住する中学3年生(就学援助世帯、多子世帯)の学習塾代等に使用できるクーポンを交付します。

本事業の概要

(1)対象者

相模原市内に居住する中学3年生の生徒を養育する保護者で、次のいずれかに該当する世帯

- ・ 就学奨励金の交付決定を受けている世帯
- ・ 23歳未満の子を3人以上扶養している世帯

(2)助成額

生徒1人当たり 年間最大12万円

※実際の助成額は、利用者ごとに異なります。

※クーポンは1円単位で利用できます。

(3)交付方法

インターネット上で利用できる電子クーポンを交付

※電子クーポンの利用が難しい場合は、カード型クーポンを交付します。

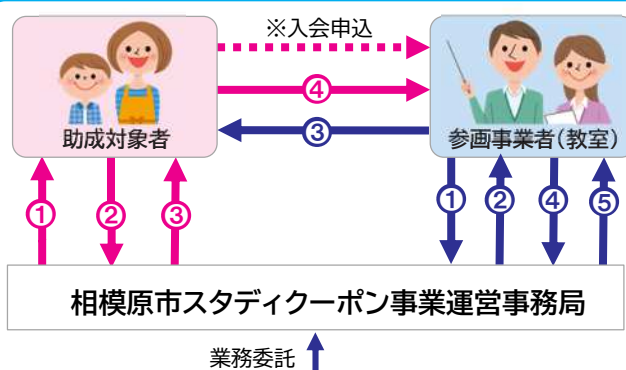
(4)利用期間

クーポン交付時から令和9年2月28日(日)まで

※市外転居等により、途中で利用不可となる場合があります。

参画事業者が特別な機器を購入する必要はありません。

事業イメージ図



助成対象者

- ① クーポン申込の案内
- ② クーポン申込
- ③ クーポン交付
- ④ クーポン利用

※クーポン申込は学習塾等の「入会申込をする」ものではありません。
学習塾等への入会手続きは、クーポン初回利用の前に、必ず利用者ご自身で行ってください。

参画事業者(教室)

- ① 登録申請
- ② 審査・登録完了通知
助成対象者のクーポン利用後
- ③ サービス提供
- ④ 当月クーポン利用額の確認
(翌月5営業日まで)
- ⑤ 助成額支給(翌月末)

参画事業者 登録条件抜粋(詳細は募集要項をご確認ください)

- ① 主要5教科(国語、数学、理科、社会、英語)のいずれかについて、中学3年生を対象に補習や進学指導等の学習支援を行うサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している事業者であること
- ② 次のいずれかの条件を満たすサービスを提供していること
 - ア. 教室型: 特定の教室に生徒を集め、集団または個別に指導を行うもの
【例】学習塾、個別指導塾
 - イ. 訪問型: 登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの
【例】家庭教師
(個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態や、教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない)
 - ウ. 通信型: 特定の事業所に生徒を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの
【例】通信教育、オンライン学習塾、オンライン家庭教師
(教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない)
- ③ 日本国内に本社または事業所を有し、実際に相模原市民が利用できること
- ④ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること
- ⑤ 利用者へのサービス提供にかかる管理が適切に行われており、個人情報の保護について万全を期していること

〈クーポンの利用対象となる費用〉

- ・ 初期費用
- ・ 月謝、受講料
- ・ 試験料、学力テスト料
- ・ 教材費 など

※クーポン交付後かつ今年度の授業を受けるために参画事業者に支払うものに限り対象です。

登録申請期限

令和8年6月26日(金)【必着】
※7月事業開始時から参画事業者としてクーポンを取り扱うための申請期限です。

以降も随時受付いたします。

登録申請から利用開始までの流れ

① 参画事業者の登録



WEB申請の場合

①登録申請フォームのページにアクセスします

登録申請フォームはこちら

URL : <https://qa.nta.co.jp/Q/auto/ja/04473/studyc02jg/>

②「参画事業者登録申請フォーム」から

必要事項を入力して送信します

※**必要書類**をアップロードする必要があります。

③送信完了すると、確認メールが届きます



必要書類のアップロードにはご自身で書類をアップロード可能な形式のファイルにしてください。あらかじめ書類をスキャンする 又は カメラで撮影するなどのご準備をお願いいたします。

ファイル形式

JPEG(.jpgまたは.jpeg), PNG(.png), GIF(.gif), PDF(.pdf)

ファイルサイズの上限

10MBファイルサイズまで



郵送申請の場合

①運営事務局にご連絡頂き、申請書を取り寄せてください

TEL:050-8894-4390

平日11:00~18:00(土日祝日・年末年始除く)

②**申請書**がお手元に届きましたら、必要事項をご記入ください

③**必要書類**をご準備ください

④**申請書と必要書類**を運営事務局にご郵送ください

宛先

〒231-0015

横浜市中区尾上町6丁目81番地

ニッセイ横浜尾上町ビル4F

(株)日本旅行 神奈川法人営業部内

相模原市スタディクーポン事業運営事務局

②
事務局で確認・
審査・登録



③
公式サイトへ
掲載



※いずれの方法でご登録されても登録料・年会費等は一切かかりません。

※登録にかかる通信料・送料はご負担ください。

※同一企業で複数(3教室以上)の教室を事業者登録し、代表箇所が精算等を一括して管理することを希望する場合は、別途グループ登録の方法をご案内いたしますので、運営事務局へご連絡ください。

必要書類について(詳細は募集要項を確認ください)

昨年度から引き続き登録いただく場合は、「イ 振込先確認書類」をご準備ください。

新規登録の場合は、次のア～ウをご確認いただき、必要な書類をご準備ください。

区 分	法 人	任意団体	個人事業主
ア 申請書等 確認書類	サービス内容及び費用が記載された文書(チラシ、パンフレットなど)		
イ 振込先 確認書類	通帳の写し(振込先の金融機関・支店・口座番号・名義人全て記載)		
ウ 事業実態 確認書類	法人登記簿謄本または 登記事項証明書の写し (発行後3か月以内のもの)	法人納税証明書(その2) ※提出困難の場合、代替書類あり	所得税確定申告書の写し ※提出困難の場合、代替書類あり

※本案内が送付されても、サービス内容によっては対象外となる可能性があります。

必ず参画事業者募集要項を確認してご申請ください。

お問い合わせ先

相模原市スタディクーポン事業運営事務局(日本旅行神奈川法人営業部内)

〒231-0015 横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル4F

TEL:050-8894-4390 Mail:sagamihara_study@nta.co.jp

営業時間:平日11:00~18:00(土日祝日・年末年始除く)

※本事業は株式会社日本旅行へ業務委託(株式会社まちのわに一部業務再委託)し運営・実施します。